

肝炎精密検査費用助成のご案内

肝がんの原因是、ウイルス性肝炎が8割を占めています。

肝炎ウイルス検査で陽性と判定されたら専門医を受診し、精密検査を受けましょう。



助成を受けることができるるのは？



- 以下の要件に該当する方
 - ・神奈川県内に住民票がある
 - ・健康保険等の公的医療保険に加入している
 - ・以下（A、B、C、D）のいずれかで陽性と判定された方
 - A. 県・市町村の特定感染症対策事業または健康増進事業の肝炎ウイルス検査（検診）
 - B. 職域（職場健診）における肝炎ウイルス検査
 - C. 妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - D. 手術前検査における肝炎ウイルス検査
 - ・肝臓専門医療機関で精密検査を実施
 - ・県・市町村の陽性者フォローアップ事業に同意された方



助成対象の費用は？



- 精密検査を受けた際の医療費の自己負担分（保険適用分）で、初回1回限りです。
- 対象項目は、初診料、再診料、ウイルス性疾患指導料、検査料（血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査）のうち、厚生労働省で定めた項目となります。



自治体が行っている陽性者フォローアップ事業に同意していることが助成要件です。

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、A L P、C h E、γ-G T、総コレステロール、A S T、A L T、L D	
腫瘍マーカー	A F P、A F P - L 3 %、P I V K A - II 半定量、P I V K A - II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	H B e抗原、H B e抗体、H B V ジェノタイプ判定等	H C V 血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	H B V 核酸定量	H C V 核酸定量
超音波検査	断層撮影法（胸腹部）	



手続きの方法は？



裏面をご覧ください。



手続きの方法

受診

神奈川県または
東京都が指定の
肝臓専門医療機
関で精密検査を
受診

肝臓専門医療機関リスト



必要書類

- ① 申請書
(※ 神奈川県ウイルス性肝炎患者等の検査費助成申請書兼請求書)
- ② 受診した精密検査に係る領収書
(保険適用自己負担金額を確認)
- ③ 受診した精密検査に係る診療明細書
(助成対象検査項目を確認)
- ④ 表面の要件(A、B、C、D)のいずれか該当する書類
 - A. 肝炎ウイルス検査(検診)の結果通知書の写し
 - B. (1) 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
(2) 職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書(※)
 - C. 母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写し
 - D. (1) 肝炎ウイルス検査の結果通知書の写し
(2) 検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

申請

申請書類(①~④)
を神奈川県がん・
疾病対策課肝疾患
担当あて郵送等で提出



送付先

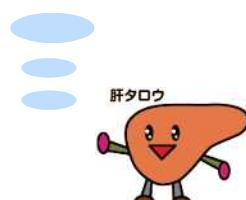
(※) 様式類は、神奈川県ホームページ「検査費助成制度について」
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f7029/p1034831.html>)
または神奈川県がん・疾病対策課へ郵送請求してください。

申請書類送付先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 健康医療局 保健医療部
がん・疾病対策課 肝疾患担当あて

神奈川県では、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者の方(治療後の経過観察を含む)のうち、所得要件に合致する方に対して、定期検査費用の助成も行っています。

詳しくは、神奈川県 がん・疾病対策課 肝疾患担当までお問合せください。



お問合せ先



045-210-4795

神奈川県 健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課 肝疾患担当まで